

改正の方式

① 二つの改正方式

制定された法令は、対象とする事項・事象の変化や政策の目的・内容の変更に応じて、その内容を変更する必要が生じる。

法令内容を変更する場合に、大別して二つの方式が考えられる。一つは、元の法令には変更を加えず、別に新たな法令を付け加える「追加（増補）方式」であり、もう一つは、元の法令そのものに変更を加える「溶け込み方式」である。

② 追加・増補方式

追加・増補方式は、新たな内容を新たな法令で規定するため、最新の法令内容そのものは比較的把握しやすく、また、実質的な新たな内容が分かりやすい、という長所がある。反面、元の法令の内容と新たな法令の内容に矛盾が生じた場合は、その効力関係が分かりにくくなり、解釈問題を生じることになる。また、変更が何回も加えられると、実質的に関係する法令の数が増加し、現段階の法令の全体像を知るためには、いくつもの関係する法令をすべて調査しなければならないということになる。

アメリカではこの方式が採られているとされるが、法を制定するほかに、立法の一部の作用として、法典編纂作業が行われている。

③ 溶け込み方式

(1) 意義

溶け込み方式は、「改正」という形式によって、元の規定そのものを変更するので、現段階の法令の内容は一目瞭然となるが、改正する法令だけを見ても、どのような実質的な変更が加えられるのか、また、加えられてきたのかを把握することは困難となる。日本は、他のいわゆる大陸系の法体系の国と同様、伝統的にこの方式を採用してきている。

溶け込み方式による改正には、一つの法令全体（本則）を改正する全部改正と、法令の一部を改正する一部改正とがある。一部改正は、法令の部分特定して、規定の文言や条項などを、改めたり、削ったり、加えたりすることによって行う。

(2) 一部改正法令の扱い

一部改正は、その改正法令の施行によって、既存の改正対象法令に改正内容が「溶け込んで」その法令と一体となる。したがって、一部改正法令は、通常は、その施行と同時に本則はいわば用済みとなり、その附則だけが実質的に意味があるものとして残る、として扱われている。ただし、制定された法令としては存在しているものであり、本則が消えてなくなるわけではない。

* 溶け込みの作業と法令集

日本の溶け込み方式の場合、溶け込みの具体的な作業は、国の公的な作用としては行われていないため、民間の法令集出版業者の手に委ねられている。もちろん、総務省のホームページや各省庁のホームページで法令のデータベースが公開されているが、これは公的に確定された内容として扱われているものではなく、正確には法令を公布する官報によることとされている。また、地方公共団体においても、現段階における条例・規則を、溶け込み作業を含めて公的に編纂し、公定している例はないようである。日本と同じ法令構造・体系を持ち、日本が法令の近代化

においてその多大な影響を受けたドイツやフランスでは、法令編纂作業を国家の義務として行っており、その専門の機関を設けている。

一般の法令集や例規集では、法令又は条例・規則の制定時の附則の次に、その法令等を改正した法令等の附則が、改正の順序に従って掲載されているのが通常である。これは、上記のように、一部改正法令は、改正を受けた法令とは別個の法令であるが、改正（施行）と同時にその役割を終え、実質的には、その附則しか意味を持たなくなると考えられるからである。このように扱われているからといって、一部改正法令が、元の（改正対象の）法令に附属するものと考えてはならない。

法令に用いる用語

① 法令に用いる用語

法令に用いる用語は、基本的には、特殊な言葉、特別な用語ではない。原則として日常用いる言葉による。法令は、国民に理解されなければならないから、それを構成する言葉も、日常生活で使われる言葉からかけ離れたものであってはならない。平明であること、分かりやすいこと、簡潔であることなどの要請は、法令を起案する上で最も留意しなければならない。しかし、他方、法令は正確・明確であることもまた必要であり、したがって、すべて一般的な口語によるとはいいがたく、その性質上、文語的な表現も多い。できる限り、分かりやすさと正確さの両方の要請を満たすことが求められる。

このような観点から、法令に用いる用語を改善していく試みが続けられている。現在は、「法令における漢字使用等について」（平成22年11月30日内閣法制局総総第208号）にまとめられている。

② 外来語・専門用語

(1) 外来語

法令においても、外来語の方が分かりやすい場合にはこれを用いているが、日常生活で使われているからといって、安易に法令に用いるわけにはいかない。一般性、概念の明確性、他に適当な日本語がないか、などの検証が必要である。

一般の外来語表記については、「外来語の表記」が定められている。カタカナで表記し、一般的な仮名である第1表と、原音や原つづりになるべく近く書き表そうとする場合の仮名である第2表（ウイ、ヴァなど）とに分か

れ、留意事項が定められている。

(2) 専門用語

専門用語については、旧文部省（現文部科学省）編集の学術用語集があり、それぞれの専門分野ごとに用語が編纂されている（専門用語の統一に関する次官会議申合事項・昭和29年7月8日）。また、その基準として「学術用語審査基準（昭和44年9月9日学術審議会用語分科会決定）」がある。

* 法令に用いられている外来語の例

- ・ダム ボイラー タンク アルコール ボート エネルギー
 メール スポーツ センター マンション
 ホームレス コンテンツ テロリスト ボランティアなど
- ・採用されなかった例 リゾート NPOなど

③ 法令用語

(1) 意義

法令には、通常の使用語が使われるのが原則であるが、専門的な用語、法令に特有な用語、法学上の特別な概念など、特別・特殊な用語や使い方があることは否定できない。これは概念や規範の正確性・明確性を確保する上でやむを得ないことといわざるを得ない。一般に、法令において特有の意味を持って、あるいは特有な使い方をする用語があり、これを広く法令用語といっている。しかし、「法令用語」の意義は、必ずしも一義的ではない。

最広義の「法令用語」は、法令で使用されている用語、という漠然とした意味になるだろう。これには、日常に使われる用語が、それぞれの法令で定義付けられて使われたり、定義付けられなくても一定の外延と内包を持つと予定されて使われたりするものなどがある。このような言葉は、同じ用語であっても、用いられる法令によって用法も意味も異なることが多い。

次に、広義では、例えば「日常用語では同じような意味の言葉として使わ

れているものでも、法令上は意味の上で区別があるものとして使い分けられたり、日常用語とは若干異なった意味を有するものとして法令上使われたりする特殊な用語」などといわれる。これが一般的な意味での法令用語だろう。

このような意味の法令用語は、基本的な概念の名詞だけでなく、述語や接続詞で、法令文一般において特別な意味・用法を持って使用されるものもある。これらの概念や使い方は、慣習的に定まっているといえる。ここでは特にこれらをテクニカル・タームと呼ぶこととし、主なものを第2節で分説する。

なお、用語によっては附則においてのみ使われるものもないとはいえないが、一般的には法令用語を本則用・附則用と区別する理由はない。

狭義においては、例えば、「被後見人」「悪意」「抵当」といった、基本的な法令における基本的な概念の用語を意味するだろう。講学上の概念が基本であることが多い。

(2) 講学上の用語と法令上の用語

法学・法律学において使われる基本的な概念は、基本的には、どの法令においても同じ意味を持って用いられるのが原則である。例えば、民法における「人」「物」「意思能力」「意思表示」「物権」「不法行為」「婚姻」「相続」などの用語は、講学上も民法上も、また他の法令においても、原則として同じ意味を持つものとして用いられる。このことは、刑法や他の法分野においてもほぼ妥当することだろう。

しかし、講学上使われる用語であっても法令において使用されると意味が異なるものが多い。例えば、「特許」「免許」「許可」「登録」といった概念は、講学上の用語としては一応の定説があり、一義的な意味を持っているといえようが、法令上はさまざまな内容を付与されていて、多義的といってよい状況にある。これは、あえていえば、それぞれの法令がその目的に適した制度を組み立て、その制度にこれらの用語を当てはめて構成しているからである。このことは、狭義の法令用語に限られず、法令に用いられる用語一般についても妥当するといっても過言ではない。これを概念の相対性というこ